

申 告 相 談

平成22年分所得税の確定申告、平成23年度町県民税・国民健康保険税申告相談は
2月10日から3月15日まで

申告相談が必要な方

- ① 事業所得(自営業・農業)、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得(年金等)のある方
- ② 給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③ 給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除を受ける場合

申告相談が不要な方

- ① 給与所得のみで、年末調整を受けられた方
- ② 所得税の確定申告書を提出、又は提出予定の方
- ③ 農業で販売のない方(自家消費のみの方)

申告相談に必要な書類等

- ① 確定申告書(税務署から送付されている方のみ)
- ② 印鑑および預金通帳
- ③ 給与所得、年金等の源泉徴収票(給与、公的年金・**個人年金**等受給者)
- ④ 雇い主の発行した賃金支払明細書(日雇、パート等賃金雇用労働者)
- ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑦ **地震保険料の支払証明書(地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険)**
- ⑧ 医療費の領収書(高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方)
- ⑨ 寄付金の領収書(地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等)
- ⑩ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの
- ⑪ その他営業等は収入、支出のわかるもの
- ⑫ 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの(営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書)
- ⑬ 住宅借入金等特別控除(平成22年新規)を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など

注意事項

- ※ 期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ※ 収入がない方でも申告が必要な場合があります。(国民健康保険税の軽減を受ける方。所得証明が必要な方など)
- ※ 期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。
- ※ 還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。役場では、2月10日(法勝寺庁舎)、14日(天萬庁舎)に相談をお受けします。
- ※ 申告をされていない方で、収入や所得が(特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など)判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

昨年と比べて変わったところ

- 寄附金控除の適用下限額の改正
 - ・ 寄附金控除について、適用下限額が2千円(改正前:5千円)に引き下げられました。
- 政党等寄附金特別控除の適用下限額の改正
 - ・ 平成26年12月31日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額が2千円(改正前:5千円)に引き下げられました。
- 特定の居住用財産の買換え(交換)の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に対する対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、その適用期間が2年延長されました。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、その適用期間が2年延長されました。
- 金融商品取引所又は店頭で取引されるカードワラントの差益等決済が、先物取引に関する支払調書制度等の対象に追加されました。
- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカードワラントの差益等決済をした場合における雑所得等が加えられました。